カジノを止めよう！
認定は撤回、計画の中止を！

「大阪カジノ計画」が国に認定されたが、
審査委員会の「報告」・国交省の「7つの条件」に大問題

カジノに反対する大阪連絡会　中山直和

４月１４日、大阪カジノの「認定」を受け、岸田首相と国交大臣へ抗議声明を発表

- 選挙でカジノが認められておらず、「民意を得た」とはいえない。
- 「カジノ誘致を認定するな」署名（累計で155,400筆）で国との交渉を重ね、①審査委員会に地盤工学と津波防災問題の専門家を追加で委嘱させた。②「申請の手続きに瑕疵があれば認定の後でも取り消すことがある」「カジノ用地の賃貸契約が差止られた場合」には「認定はできない」と国に認めさせた。
- 「高い国際競争力」「土壌問題」「防災」「ギャンブル依存症」など大阪カジノの問題点を指摘。

「カジノ誘致は決まったこと」との推進派の宣伝を跳ね返し、カジノ中止実現まで粘り強くたたかう！

「審査委員会報告」及び「７つの条件」に大阪カジノの問題点の指摘が多数！

- 審査委員会報告には大阪カジノ計画の問題点が数多く指摘されている。
- 「7つの条件」は「審査委員会」の問題指摘に沿ったもので、大阪カジノ計画に改善を求めている。
- その指摘の内容は私たちの批判を裏付けている。
- 今後のカジノ中止の運動に、「報告」「7つの条件」は活用できる。

認定審査の基準

国土交通省 観光庁

◆ 要求基準 （認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない19基準）

基本方針への適合	【1】１～５号施設に関する政令要件への適合 【2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 【3】ＩＲ区域の一体的な管理 【4】ＩＲ施設を確実に設置できる根拠（ＩＲ区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性 【5】公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 【6】地域における合意形成の手続 【7】ＩＲ事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 【8】ＩＲ事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除 【9】審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
ＩＲ区域が整備される地域	【10】ＩＲ区域と国内外の主要都市との交通の利便性
事業基本計画	【11】カジノ事業の収益がＩＲ事業への活用されることにより、ＩＲ事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること 【12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 【13】ＩＲ事業者が会社法に規定する会社であること、ＩＲ事業の専業 【14】ＩＲ事業者によるＩＲ施設の所有 【15】ＩＲ事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること
ＩＲ区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施	【16】カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性 【17】認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	【18】ＩＲ区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠 【19】都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること

◆ 評価基準 （優れた計画を認定するための25基準）

(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	ＩＲ区域全体	【1】コンセプトが明確で優れていること 【2】建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること 【3】これまでにないスケールを持つこと 【4】ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
	ＭＩＣＥ施設	【5】ＭＩＣＥビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと 【6】重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと 【7】ＭＩＣＥのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること
	魅力増進施設	【8】日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	送客施設	【9】各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	宿泊施設	【10】客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること 【11】レストランなどの飲食サービス等が優れていること 【12】事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	その他施設	【13】コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	カジノ施設	【14】ＩＲ全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
	ＩＲ区域が整備される地域、関連する施策等	【15】国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること 【16】交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
(2)経済的社会的効果		【17】ＭＩＣＥ件数や観光客の増加が大きく見込まれること 【18】来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること 【19】2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
(3)ＩＲ事業運営の能力・体制		【20】ＩＲ事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること 【21】財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること 【22】防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること 【23】地域との良好な関係構築があること
(4)カジノ事業収益の活用		【24】カジノ事業収益を十分活用して、ＩＲ事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと
(5)カジノ施設の有害影響排除等		【25】カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること

審査結果について

○ 7人の審査委員の採点の平均点を審査委員会の点数とし、合計点で600点以上を認定の条件とした。

○ 大阪の審査結果は657.9点であり審査委員会は「認定し得る計画」と評価。

○ 長崎については審査が終了しておらず、引き続き審査を継続することとする。

大阪の審査結果		配点	得点	得点率
（1）国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	【1】コンセプト	30	18.0	60%
	【2】建築物のデザイン	30	19.7	66%
	【3】施設の規模	10	8.6	86%
	【4】ユニバーサルデザイン等	30	18.9	63%
	【5】MICE施設の規模	20	15.7	79%
	【6】MICE施設の機能等	50	32.9	66%
	【7】MICE施設の運営方針等	50	34.3	69%
	【8】魅力増進施設	50	35.0	70%
	【9】送客施設	50	34.3	69%
	【10】宿泊施設の規模	20	14.9	75%
	【11】レストラン等のサービス	10	7.1	71%
	【12】宿泊施設のサービス内容・体制	30	21.9	73%
	【13】その他施設	30	19.3	64%
	【14】カジノ施設のデザイン等	20	11.1	56%
	【15】交通利便性	5	3.7	74%
	【16】交通アクセスの改善等	15	10.9	73%
(2)経済的社会的効果	【17】観光への効果	50	29.3	59%
	【18】地域経済への効果	50	37.1	74%
	【19】2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	50	32.9	66%
(3)IR事業運営の能力・体制	【20】IR事業者等の事業遂行能力	50	37.9	76%
	【21】財務の安定性	50	33.6	67%
	【22】防災・減災対策、コロナ等の感染症対策	50	33.7	67%
	【23】地域との良好な関係構築のための取組	50	27.1	54%
(4)カジノ事業収益の活用	【24】カジノ事業の収益の活用	50	30.0	60%
(5)カジノ施設の有害影響排除等	【25】依存症対策等	150	90.0	60%
	合計点	1000	657.9	

①大阪カジノ計画には住民の合意はない！

7つの条件

5. 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。

審査結果報告書

23 地域との良好な関係構築のための取組　（得点率54.2%）　P24

②（略）公聴会・パブリックコメントの実施、その際の住民からの意見の区域整備計画への反映、議会議決など地域の合意形成に係る法定の手続は実施されているが、区域整備計画の申請後に大阪ＩＲに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。

この点、ＩＲ事業者においてはタウンホールミーティングの開催が一応計画されているものの、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。

③（略）　一方向の情報発信にとどまらず、ＩＲ事業に否定的な人々も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。

② 入場者数や収益の金額が過大！

コロナ禍で変化！
法律の要件「高い国際競争力」がない！
外国人観光客は来ず、日本人がターゲット！

7つの条件

2. 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。

審査結果報告書

１．コンセプト　（得点率60%）　P7

現在のコンセプトに関しては、国際競争力上相応しい日本の魅力や大阪の魅力が発現されているとの受け止めは難しく、既に海外のＩＲでも水辺感を特長とした競争力の高いＩＲが複数存在することを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有する」として評価できるとまでは言えない。

17 観光への効果　（得点率58.6%）　P17.18

② 日本・世界規模で見た場合に大阪が有する相対的な競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。

⑤ 来訪者数の推計では、（略）細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られる。例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的に納得されるには至らないものもある。

⑥ （略）前述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、前述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪ＩＲの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる 。国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。

18 地域経済への効果　（得点率74.2%）　P18.19

②ＩＲ区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールＩＲと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際の取組を行うことが重要である。

19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献　（得点率65.8%）　P19

① 訪日外国人旅行者数の推計方法については、一定の理解を示せる部分もあるものの、細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪ＩＲがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については、政府の観光戦略目標達成への貢献の観点から重要となるが、その推計方法については、例えば公的に又は一般的に供用されているデータに基づくような客観性ある根拠はあまり示されておらず十分な評価はできない。

③　人工島である夢洲の土壌汚染・地盤沈下など大阪府・大阪市の費用負担増大の懸念。

7つの条件

4. 特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広に検討しておくこと。

審査結果報告書

22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策　（得点率67.4%）　P22.23

（１）防災・減災対策

① 沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、開業以前・以降ともに、これまで以上の沈下量の計測などのモニタリングに努め、想定を超える沈下など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことを求める 。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広なリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。

④ 大阪市により、土壌汚染対策法に基づき試料採取等を省略する等によりＩＲ区域を含めた夢洲地区の汚染状態の判定がなされているところ、今後、調査等により仮に新たな事象が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広に検討しておくことを強く求める。

④　南海トラフ地震や巨大台風など防災面で、多数の観光客を呼び込む場所としてはふさわしくない。

審査結果報告書

22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策　**（得点率67.4%）**　**P23**

（１）防災・減災対策

⑤ 災害発生時の避難について、 まずＩＲ区域内の広場等への 避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、備蓄の確保期間が十分かについては検討の余地がある。

夢洲外へ避難が必要となる場合のルート（夢舞大橋・夢咲トンネル）は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広で厚みのある検討を求める。

⑤ ギャンブル依存症の増加による社会的損失が検証されていない。

7つの条件

6. 十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成３０年法律第８０号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。

審査結果報告書

14 カジノ施設のデザイン等　（得点率55.5%）P15

② その前提の下、内観については、吹き抜けにより開放的な空間演出が企図されているが、天井から差し込む光は、自然光は想定されていない。ゲーム没入感抑止の観点からは本来は時間把握がしやすい方が望ましいところ、その面で優れているとの評価までは難しい。

審査結果報告書

25 依存症対策等　（得点率60%）　P25

② 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための取組の記載があまり見られず、今後の具体化が必要である。

③ ＩＲ 事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のＩＲ施設と比較して多いが、計画では電子ゲーム機に特化した対策の記載は見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。この点、ＩＲ事業者は、海外においてカジノ等でギャンブルに用いられる電子ゲーム機には依存性が高い可能性があるという見解も存在することを認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定と聞いているが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかり進めていくことを求める。また、カジノ施設でのアルコール提供に関し、依存症への悪影響が懸念される飲酒を伴うギャンブルのリスクを幅広く伝える啓発上の工夫をすることも重要である。

「認定の取り消し」は可能！

カジノ用地の賃貸契約が差し止めを求める訴訟が行われています。
訴訟で差し止めが認められたら、カジノ計画の認定はどうなる？
「**認定はできない**」１月18日・国土交通省観光庁佐藤参事官

ＩＲ計画の「認定の取消し」を定めたカジノ整備法

特定複合観光施設区域整備法
（認定の取消し）
第三十五条　国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができる。
一　認定区域整備計画が第九条第十一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

【今後の日程】

◆ ９月頃、大阪府市とカジノ事業者が実施協定を締結、開業は2030年1月～6月（MGM・CEO）

◆ カジノ事業者が国にカジノ免許の申請（免許が下りないとカジノはできない。免許付与には時間がかかる。

【今後のとりくみについて】

１．認定公示・審査委員会報告の問題点を学習し、周りの人に知らせましょう！

２．国、大阪府・市への新たな署名運動をはじめます。

３．勝利すればカジノ認定が取消される「カジノ用地の賃料差し止め裁判」を支援しましょう！

これまでの経緯と今後のプロセス

国土交通省 観光庁

○ 大阪府と長崎県は区域整備計画を作成し、昨年４月に国土交通大臣に申請。
○ 国土交通大臣は公平・公正な審査を行うため、IR基本方針に基づき外部有識者から構成される審査委員会を設置。
○ 国土交通大臣が認定する際には、IR推進本部（全閣僚＋カジノ管理委員長）の開催・意見聴取が必要。

国	都道府県等・事業者	国	都道府県等・事業者	国	事業者

(2018.7.27) IR整備法成立・公布

(2020.1.7) カジノ管理委員会設置（内閣府）

(2020.12.18) 基本方針の策定・公表（国土交通大臣）

実施方針の策定・公表（都道府県等）

IR事業者の公募・選定（都道府県等）

(2021.10.1 ~2022.4.28) 区域整備計画の認定申請（都道府県等、IR事業者）

（審査委員会による審査）

関係行政機関の長への協議・同意（国土交通大臣）

IR推進本部の開催・意見聴取（国土交通大臣）

区域整備計画の認定・公示（国土交通大臣）

実施協定の締結・認可（都道府県等、IR事業者）

カジノ免許申請（IR事業者）

カジノ免許付与（カジノ管理委員会）

完成検査（カジノ管理委員会）

IR開業（IR事業者）